

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	外国人英語教育指導助手配置事業（JETコーディネーター派遣委託）	
担当部・課名	生涯学習部学校教育課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社ボーダーリンク 埼玉県さいたま市大宮区	
契約金額（税込）	¥2,684,000	
契約締結日	令和3年4月1日	
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本市では、令和2年4月より外国人英語教育指導助手配置事業（JETコーディネーター派遣委託）を実施しており、現在契約している業者との契約が令和3年3月31日をもって契約が終了する。 本派遣事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「外国人英語指導助手配置事業選定委員会」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 JETコーディネーターについては、来日したJET-ALTの生活及び業務のサポートを行っていただく。 「外国人英語指導助手配置事業選定委員会」では、株式会社ボーダーリンクは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社ボーダーリンクと随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	学校水泳の充実推進事業	
担当部・課名	生涯学習部学校教育課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 尾崎スイミングスクール 大阪府阪南市尾崎町5丁目31番地18号	
契約金額(税込)	¥2,076,800	
契約締結日	令和3年 4月 5日	
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本市では、幼稚園・小学校の水泳指導を実施する必要がある、その業務を行っていただく業者を選定することになった。 本事業は、その業務内容が競争入札に適さない業務であり、価格だけでなく、当該事業を遂行する企画力や指導力及び遂行能力など、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「学校水泳の充実推進事業業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 「学校水泳の充実推進事業業者選定委員会」では、株式会社 尾崎スイミングスクールは本事業の目的・趣旨を踏まえた基本的な考え方が示されており、業務内容についても安定した実績などが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社 尾崎スイミングスクールと随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	新型コロナワクチン集団接種支援業務委託	
担当部・課名	健康部 健康増進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	西尾レントオール株式会社 大阪市城東区鳴野西2-6-8	
契約金額（税込）	35,074,050円	
契約締結日	令和3年4月5日	
契約期間	契約締結日～令和3年9月30日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の一環である。同事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、西尾レントオール株式会社と随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	非常用バックアップ電源賃貸借	
担当部・課名	健康部 健康増進課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	音羽電機工業株式会社 兵庫県尼崎市潮江5-6-20	
契約金額(税込)	442,200円	
契約締結日	令和3年4月1日	
契約期間	契約締結日～令和3年9月30日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の一環である。同事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、音羽電機工業株式会社と随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	医療従事者コーディネート業務委託	
担当部・課名	健康部 健康増進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社チームラボ 大阪府泉南市新家3379-64	
契約金額（税込）	11,848,500円	
契約締結日	令和3年4月5日	
契約期間	契約締結日～令和3年9月30日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」）が適用される契約については、特例政令第11条第1項の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社チームラボと随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	労働者派遣契約	
担当部・課名	健康部 健康増進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社フルキャスト 堺市堺区戒島町 3-22-1 南海堺駅ビル3階	
契約金額（税込）	1,364,000 円	
契約締結日	令和3年4月5日	
契約期間	契約締結日～令和3年9月30日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の一環である。同事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社フルキャストと随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	新型コロナワクチン等配送業務委託	
担当部・課名	健康部 健康増進課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社ロジクエスト 大阪府堺市堺区北花田口町 3-1-15 東洋ビル3階	
契約金額（税込）	6, 127, 000円	
契約締結日	令和3年4月5日	
契約期間	契約締結日～令和3年9月30日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において制作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本件は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の一環である。同事業については、令和2年12月18日付事務連絡厚生労働省健康局健康課予防接種室通知「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施に必要な契約の締結について」に記載のとおり、事業の趣旨・目的に照らし、法令の規定により委託等を行うことが制限される事務を除き、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第5号の規定に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当する。 よって、施行令第167条の2第1項第5号に基づき、株式会社ロジクエストと随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）（ひとり親世帯分）給付に係る電算処理委託	
担当部・課名	こども未来部こども家庭課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	634,972円	
契約締結日	令和3年4月8日	
契約期間	令和3年4月8日～令和4年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）（ひとり親世帯分）給付事業は、児童扶養手当の受給者等を対象にしており、児童扶養手当システムから対象者を抽出する必要がある。児童扶養手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、対象者の抽出等の作業を行う上で、万が一、システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市国民健康保険特定健康診査等受診率向上対策事業に係る阪南市商工会商品券
担当部・課名	健康部・保険年金課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	阪南市商工会 大阪府阪南市尾崎町35番地の4
契約金額（非課税）	12,396,000円
契約締結日	令和3年4月23日
契約期間	契約締結日～令和4年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本事業は、阪南市国民健康保険加入者の健康保持・増進を図るために実施している特定健康診査の受診率向上と、新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えている方の受診意欲向上に加えて、対象者が市内で買い物等を行うことで地域経済の活性化に繋げることも目的としており、市内事業所で使用可能な商品券を購入する必要がある。阪南市商工会は、市内事業者で使用可能な商品券を発行する唯一の団体であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、特定健診等受診率向上事業に必要な商品券を提供できるのは阪南市商工会において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	庁舎レイアウト変更に伴う電算機器移設等業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	㈱南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市協浜4-2-22
契約金額（税込）	3,899,500円
契約締結日	令和3年4月26日
契約期間	令和3年4月30日 ~ 令和3年5月5日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき <input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき
	標記業務は、本市のイントラネットシステム及び住民情報システムの端末、出力機器、ネットワーク機器等の移設作業にとどまらず、システム動作確認を要するものであるため、本業務を実施できるのは、同システムを導入し、及び構築した㈱南大阪電子計算センターのみである。
	以上の理由により、本業務を委託できるのは、㈱南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。
	随意契約理由